

## 令和6年度秋田市特定健康診査受診勧奨業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

この要領は、「秋田市特定健康診査受診勧奨業務」を実施するに当たり、業務を受託する事業者を公募型プロポーザル（企画提案）方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

秋田市特定健康診査受診勧奨業務

#### (2) 業務内容

別紙「秋田市特定健康診査受診勧奨業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

#### (3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

#### (4) 事業に係る委託料の上限額

12,000,000円（消費税および地方消費税の額を含む。）

### 3 参加資格

本プロポーザルに参加を表明できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 過去2年間に、本市又は他の地方公共団体と、仕様書に記載する業務の種類および規模をほぼ同じくする契約を締結し、履行した実績を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (4) 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）、会社更生法（平成14年法律第154号）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 国税および地方税に滞納がないこと。
- (7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク、又

は一般社団法人日本プライバシー認証機構が認定するTRUSTeを取得していること。

(8) ISO/IEC 27001 (JISQ27001) 又は同等の情報セキュリティマネジメントシステムの認証を取得していること。

#### 4 日程

本プロポーザルの主な日程は次のとおりとする。ただし、本市の都合により日程を変更する場合がある。

(1)	公募開始	令和6年4月18日(木)
(2)	質問書提出期限	令和6年4月24日(水)
(3)	参加表明書等提出期限	令和6年5月2日(木)
(4)	資格審査の結果通知	令和6年5月8日(水)
(5)	企画提案書等提出期限	令和6年5月15日(水)
(6)	プレゼンテーション実施	令和6年5月24日(金)
(7)	契約締結	令和6年6月中旬(予定)

#### 5 質問の受付および回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、次のとおり受け付けるものとし、他の方法(電話等)による質問は一切受け付けない。また、質問は実施要領、仕様書および企画提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価および審査に係る質問は受け付けない。

##### (1) 質問書提出期限

令和6年4月24日(水) 正午必着

##### (2) 提出方法

質問書(様式1)に記入の上、(3)のメールアドレスに電子メールにて提出すること(到達を電話で確認すること)。

##### (3) 提出先

秋田市市民生活部特定健診課健診担当

メールアドレス ro-ctmc@city.akita.lg.jp

##### (4) 回答予定日および回答方法

令和6年4月26日(金)に本市ホームページに掲載する。

#### 6 参加表明手続および資格審査

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり必要書類を提出すること。

##### (1) 提出書類(各1部ずつ提出のこと。)

- ア 参加表明書（様式 2）
- イ 誓約書（様式 3）
- ウ 会社概要（様式 4）
- エ 登記事項証明書（写し可。提出日から 3 か月以内に発行されたものとする。）
- オ 業務実績書（様式 5）（記載の注意書きに留意のうえ作成すること。）
- カ オに記載した実績に関して、その事実が確認できる契約書および仕様書等の写し
- キ 3「参加資格」の(7)、(8)に関して、その事実が確認できる登録証等の写し
- ク 直近年度の国税（法人税と消費税および地方消費税）および地方税（法人市民税と固定資産税）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの。写し可。提出日から 3 カ月以内に発行されたものとする。）

(2) 提出期限

令和 6 年 5 月 2 日（木）午後 5 時必着

(3) 提出先

〒010-8560 秋田県秋田市山王一丁目 1 番 1 号  
秋田市市民生活部特定健診課健診担当

(4) 提出方法

持参（土曜日、日曜日および祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。）  
又は郵送（受け取り日時および配達されたことが証明できる方法とし、提出期限までに必着のこと。）すること。全ての提出書類が期限内に到着しない場合（書類に不備があった場合で、差し替え等が期限内に完了しない場合を含む。）は失格とする。

(5) 資格審査の結果通知

(1)により提出を受けた書類に基づき、参加資格の審査を行い、令和 6 年 5 月 8 日（水）までに参加決定の可否について電子メールにより通知する。

7 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出書類は、次に定めるところにより作成し提出するものとする。提案は 1 者 1 案に限るものとし、書類提出後の変更、修正、追加又は再提出は認めない。

(1) 提出書類

提出書類の部数は、正本 1 部、副本 7 部とする。

- ア 企画提案書（様式 6）※正本にのみ添付
- イ 企画提案資料（任意様式）

ウ 受診勧奨通知物のサンプル

エ 業務スケジュール（任意様式）

オ 委託業務の実施体制（任意様式）

※本市との間で勧奨業務を進めていくにあたり、どのような体制で行うのかが分かるように記載すること。

カ 参考見積書（任意様式）※正本にのみ添付

(2) 提出期限

令和6年5月15日（水）午後5時必着

(3) 提出場所

6(3)と同じ

(4) 提出方法

持参（土曜日および日曜日を除く午前8時30分から午後5時まで。）又は郵送（受け取り日時および配達されたことが証明できる方法とし、提出期限までに必着のこと。）すること。

(6) 提出にあたっての注意事項

ア 企画提案資料は、本業務の目的を考慮し、別紙「仕様書」および別紙「秋田市特定健康診査受診勧奨業務委託公募型プロポーザル評価基準書（以下、「評価基準書」という。）」に基づいて、作成すること。

なお、資料には、仕様書に記載の通院中で特定健診未受診者の分析および分析を活用した事業提案を含むこと。

イ 審査の公正を期するため、副本7部については、社名等は記載せず、「弊社」、「当社」、「当グループ」等の記載とすること。

## 8 プレゼンテーションおよび質疑応答

次により、企画提案に係るプレゼンテーションを実施する。

(1) 予定日

令和6年5月24日（金）（詳細な時間は後日連絡する。）

(2) 会場

秋田市役所（詳細な場所は後日連絡する。）

(3) 出席者

出席者は3名以内とし、自社の社員のみとする。

(4) 所要時間

プレゼンテーションは20分以内とする。プレゼンテーション終了後に、企画提案書およびプレゼンテーション内容等について、質疑応答を10分程度行う。

## (5) 注意事項

ア プレゼンテーションに当たっては、提出した企画提案書等の範囲を逸脱しないこと（質疑応答を除く。）。なお、当日の追加資料の提出は認めない。

イ 匿名での審査を行うため、説明にスライド等を使用する場合は、提案者を容易に特定できる内容（会社名、商標、ロゴ等）を記載しないこと。

## (6) その他

プレゼンテーションにおいてP C等を使用する場合は持参すること。なお、プロジェクター（HDMI ケーブル含む。）およびスクリーンは本市で用意する。

## 9 選定方法

次により、「秋田市特定健康診査受診勧奨業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）」の審査を経て、本業務について最も適切な者を選定する。

### (1) 企画提案書等の評価基準

別紙「評価基準書」のとおり

(2) (1)の合計（審査委員全員の合計）が最も高い者を契約候補者として選定する。また、二番目に高い者を次点候補者を選定することとし、契約候補者が辞退等した場合は次点候補者を契約候補者として繰り上げることとする。

ただし、合計点数が5割を下回った場合は、審査委員会で協議の上、決定することとし、企画提案者が1者の場合も同様とする。

(3) 合計が同点の場合は、審査委員会で協議の上、順位を決定する。

## 10 選定結果の通知および公表

各提案者に係る選定結果（評価点数および配点、順位）は、審査終了後、電子メールにて通知する。また、各提案者の評価点数および配点、順位を本市ホームページで公表する。

なお、審査内容、選定の理由および選定結果に対する質疑、異議等には一切応じない。

## 11 契約の締結

(1) 市は、契約候補者と契約締結に関して必要な協議を行う。

(2) 選定された契約候補者が契約を辞退するか資格要件を満たさなくなった場合は、評価により順位づけられた上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

(3) 契約手続は、秋田市財務規則に定めるところとする。

## 12 提案者の禁止事項および提案無効に関する事項

提案者が、次に該当する場合は提案を無効とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 本要領に示した提出期限、提出方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (3) 本要領および添付資料の記載内容に従わない場合
- (4) 選考結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- (5) 見積金額が事業に係る委託料の上限額を上回る場合
- (6) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (7) その他、本要領の事項に違反したと認められる場合

## 13 その他

- (1) 企画提案書の作成、応募、ヒアリング等本プロポーザルに要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類等は提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (4) 参加表明書の提出後に参加を辞退する際には、辞退届（様式自由）を提出するものとする。
- (5) 提出された書類等は、秋田市情報公開条例（平成9年秋田市条例第39号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (6) 応募者が1者のみであっても、参加資格を有する業者であればプロポーザルを実施する。
- (7) 本契約に係る、本市の受診率の推移等については、別添1「参考資料」を参照のこと。

## 14 担当部署

秋田市市民生活部特定健診課（秋田市本庁舎1階）

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

電話 018-888-5636

FAX 018-888-5637

E-mail ro-ctmc@city.akita.lg.jp